

## 「和光市内の建築物の木造化・木質化等に関する方針」の運用

令和2年1月 9日決裁

令和4年7月15日改正

### 1 混構造による木造化【方針第4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることを鑑み、混構造の採用も検討するものとする。

### 2 木造化が困難な施設【方針第4・(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

- ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要する等、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。
- イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

### 3 特に木質化する施設【方針第4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

- ア 学校、福祉施設等子どもや高齢者が多く使用するもの。
- イ 多くの市民利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

### 4 県産木材の使用【方針第4・3】

使用する木材の規格等により、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材の使用が困難な場合にも、森林認証制度に基づき認証された木材を選択する等、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。

### 5 木材利用の留意点等【方針第4】

- (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能等の木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いる等の工夫を行う。
- (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備等に十分に配慮する。
- (3) 柱や梁等の構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的效果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。

- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材等再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

## 6 市有施設の備品及び消耗品 【方針第5】

- (1) 職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、調達が困難なため、本方針を適用しない。
- (2) 備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材等）を用いた木製品の調達が可能な場合には、その使用に努める。

## 7 コスト縮減への留意【方針第10】

- (1) コスト縮減については、JISA3301等の活用による施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費等も含めたライフサイクルコストについても留意する。
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数については木造建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短く、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適正に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する。
- (3) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意する。

## 8 方針の運用

方針の運用に必要な調整は、企画部資産戦略課で行う。